市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

事件・事故 緊急事案は110番

安城警察署
安心安全課 防犯交通係
（☎(76)0110）
（☎(95)0115）

1月10日は「110番」の日です。事件解決の鍵は、皆さんの素早い通報にあります。110番通報をすると、まず警察本部通信司令室につながります。警察官がいつ、どこで、何があったのか順次お聞きしますので、落ち着いてお話しください。

最近携帯電話から110番通報する人も増えていますが、携帯電話から通報する場合は、次の点に注意してください。

・移動せず、その場で警察官を待つ
・自動車で走行中は、必ず安全な場所に停車してから110番通報する
・市町村名や、近くの目標物を確認してから通報する

また、例年110番通報の約3割近くが、問合せや相談などの緊急性がない通報です。110番は「緊急通報のための専用電話」です。緊急性の無い相談事や問合せなどがあれば、警察安全相談専用電話「#9110」または安城警察署に電話してください。

平成27年知立市消防出初式

知立市消防団と衣浦東部広域連合知立消防署が合同で消防出初式を行います。分列行進・車両点検・一斉放水などのほか、表彰も行います。

▶とき　1月11日(日)　午前10時から
▶ところ　市役所駐車場
（雨天時　中央公民館講堂）

おしるこの振る舞いもありますので、皆さんお誘い合せのうえお越しください。

▶問合せ　安心安全課（☎95-0160）
知立消防署（☎81-0119）

水道の冬じたく～寒さから水道管を守りましょう～

水道課 料金企画係（☎(95)0132）
水道工務係（☎(95)0133）

○冬の冷え込みにご注意を！

気温が氷点下4度以下になると、水道の水が凍ったり、水道管が破裂したりします。特に多いのは次のようなところです。

・水道管がむき出しになっている
・水道管が北側にある
・水道管が風当たりの強いところにある

○水道管の凍結を防ぐ方法

イラストのように、水道管や蛇口に保温材を取り付けてください。保温材を巻きつけるときは濡れないようビニールテープなどを外から巻いてください。

○水道管が破裂したら？

止水栓（メーターのそば）を閉めて水を止め、破裂した部分に布かテープを巻きつけ応急手当をし、市水道指定給水装置工事業者まで連絡して修理（有料）してください。

業者の一覧は、市ホームページ内の水道のページをご覧いただくか、水道課水道工務係までお問合せください。

リサイクル家具などの展示・販売

刈谷知立環境組合リサイクルプラザ
（☎(21)7251）

粗大ごみとして捨てられた家具などを簡単に補修し、入札を行います。応札価格は100円からです。

▼展示入札期間
1月6日(火)～11日(日)
▼ところ　リサイクルプラザKC（クリーンセンター管理棟2階）
▼対象　市内または刈谷市在住の人
▼開札・連絡・引渡期間
1月14日(水)～17日(土)

○引渡期間厳守。期限までに取りに来られない場合は落札無効となります。

○引渡時は本人確認できるものを必ず持参してください。

○展示品の状態を確認のうえ、責任を持って入札してください。

○営利目的の入札、返品およびキャンセルはできません。

○運び出しは自己搬出です。

※1月18日(日)は、リサイクルプラザは臨時休業です。

ウォーターパレスKC臨時休館のお知らせ

ウォーターパレスKC
（☎(24)6261）

施設メンテナンスのため、次の期間休館します。

▼とき　1月11日(日)～31日(土)

2月1日(日)から通常どおり開館します。

愛知県の特定最低賃金改正

刈谷労働基準監督署（☎(21)4885）

県内の特定の産業に適用される7業種の特定最低賃金について、12月16日から改正された金額が発効されています。10月1日に改正されている「愛知県最低賃金」と併せ、愛知県の最低賃金（時間額）は、次のとおりです。

▼愛知県最低賃金　800円（平成26年10月1日発効）

▼特定最低賃金

最低賃金名	時間額
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	899円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	870円
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	827円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	837円
輸送用機械器具製造業	877円
各種商品小売業	810円
自動車（新車）小売業	859円

（平成26年12月16日発効）

○愛知労働局ホームページ
http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

愛知建連技能専門校 訓練生募集

愛知建連技能専門校（☎(41)4523）

▼訓練職種・期間
・木造建築科　3年
・造園科　3年
・建築板金科　2年
・左官・タイル施工科　2年

※入校式4月、訓練は毎年5月～翌年3月の土曜日（月3～4回）の午前9時～午後5時

▼ところ　愛知建連技能専門校（碧南市汐田町1―1―2　碧南市ものづくりセンター内）

▼対象　学歴不問、30歳以下の人。ただし、事業所に職業訓練指導員が在籍し、訓練科に該当する職種に従事していること。

※事業主は会員になる必要があります。

▼訓練経費
・事業主負担金　月額7千円
・事業主会費　年額1万円

※入校時に別途入校金2万円と教材費1万2千円が必要です。

▼申込み　3月31日㈫までに事業所経由で願書を愛知建連技能専門校（願書配布）へ。

パブリックコメント

―皆さんのご意見を募集します―

第6期介護保険事業計画（案）第7次高齢者福祉計画（案）

平成27年度からの介護保険制度の改正にあわせて、第5期介護保険事業計画・第6次高齢者福祉計画を見直し、次期計画の策定作業を進めています。

この度、その計画案がまとまりましたので、計画案に対する意見をパブリックコメント（市民意見提出手続）制度に基づき広く募集します。

▼意見募集期間　1月5日㈪～20日㈫

▼計画案の閲覧場所
・長寿介護課（市役所1階）
・行政資料コーナー（市役所3階）
・図書館
・市ホームページ

▼意見の提出方法
・長寿介護課へ持参
・郵送　〒472―8666（住所記載不要）知立市役所　長寿介護課宛
・FAX(83)1141
・Eメール
choju-kaigo@city.chiryu.lg.jp

▼次の内容を明記して提出してください。（様式自由）
①件名「第6期介護保険事業計画（案）・第7次高齢者福祉計画（案）に対する意見」
②住所
③氏名
④勤務先または学校名
⑤連絡先
⑥あなたの意見を記入

※電話での受付は行いません。

▼意見の取扱い　提出されたご意見と検討結果は、次の場所で公表します。
・長寿介護課（市役所1階）
・行政資料コーナー（市役所3階）
・市ホームページ

※提出者の氏名、住所などは公表しません。また、お寄せいただいたご意見に対し個別に回答は行いませんのでご承知ください。

▼問合せ　長寿介護課　長寿企画係（☎(95)0150）、介護保険係（☎(95)0122）

○パブリックコメントとは…
政策の立案等を行おうとする場合にその案を公表し、市民の皆さんの意見や情報を提供していただき、その意見を行政に反映させる制度です。寄せられた意見やそれに対する市の考え方は、後日、市ホームページで公表します。

※問合せは知立市役所
TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

知立山土地区画整理事業の事業計画の縦覧

まちづくり課 区画整理係（☎(95)0130）

知立山土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法の規定により縦覧します。なお、この事業計画に対して、都市計画において定められた事項以外の事項で意見のある利害関係者は、2月2日(月)までに愛知県知事あてに意見書を提出することができます。

▼縦覧期間　1月6日(火)～19日(月)
▼縦覧時間　午前8時30分～午後5時15分
▼縦覧場所　まちづくり課（ただし、土・日曜日および祝日は当直室）

愛知県障害者委託訓練 くるくる新安城 ビジネススキル②コース

刈谷公共職業安定所（☎(21)5001）
愛知障害者職業能力開発校（☎0533(93)2102）

ワード・エクセルの基礎から実践的技術、ビジネスマナーを習得します。

▼とき　2月10日(火)～3月13日(金)の毎週月～金曜日の午後1時～4時15分
▼ところ　障害者職業支援センターくるくる（安城市今池町1－23－9）
▼対象　障害者手帳所持者（身体（聴覚・視覚の人除く）・知的・精神・その他）
▼定員　8人（面接で選考）
▼受講料　無料
▼申込み　1月13日(火)までに、公共職業安定所へ。
※受講には安定所での求職登録が必要です。

安城市医師会 安城碧海看護専門学校学生募集（一般入試）

安城市医師会安城碧海看護専門学校（☎(77)8588）

▼受験資格　高等学校を平成27年3月に卒業見込みの人、高校卒業の人と高校卒業と同等の学力のある人で34歳以下の人（平成27年4月1日現在）
▼定員　40人（男・女）
▼募集人数　定員の50％程度（20人程度）
▼出願期間　1月6日(火)～16日(金)
▼試験日　1月24日(土)
▼試験科目　国語総合（古文・漢文除く）、数Ⅰ、面接

高齢者叙勲受章者

高齢者叙勲受章者が、10月31日付けで発令されました。受章おめでとうございます。

瑞宝双光章
元知立東小学校　校長
青山　吉宏 氏（逢妻町）

秋の褒章受章者

秋の褒章受章者が、11月3日付けで発令されました。受章おめでとうございます。

藍綬褒章　更生保護功績
雨宮　文子 氏（西町）

藍綬褒章　防犯功績
高木　宏志 氏（弘栄）

▶問合せ　協働推進課　秘書広報係（☎95-0112）

広告
弁護士法人 白濱法律事務所
（愛知県弁護士会所属）
●不動産、建築トラブル　●相続、遺留分、離婚
●交通事故、労災事故　●企業法務
●債権回収　●破産、債務整理　●刑事
相談料無料（初回30分）
弁護士　白濱　重人
弁護士　香川　広志
弁護士　加藤　千冬
弁護士　武林　寛明
弁護士　西尾祐一郎
弁護士　三島　侑子
弁護士　川本　英典
刈谷事務所 ☎0566-91-0210
刈谷駅南口よりすぐ
刈谷市若松町2丁目2番地
岡崎事務所 ☎0564-54-3777
JR岡崎駅東口よりすぐ
岡崎市羽根町字北ノ郷45
▶http://si-law-office.com

国民健康保険　高額療養費制度の改正について

1月から70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が下表のとおり変更になります。

旧区分	所得要件	自己負担限度額	新区分	所得要件	自己負担限度額
上　位 A	基礎控除後の所得 600万円超	150,000円＋（総医療費－500,000円）×1％ 〈多数回該当：83,400円〉	ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ 〈多数回該当：140,100円〉
			イ	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ 〈多数回該当：93,000円〉
一　般 B	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 〈多数回該当：44,400円〉	ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 〈多数回該当：44,400円〉
			エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 〈多数回該当：44,400円〉
非課税 C	住民税非課税	35,400円 〈多数回該当：24,600円〉	オ	住民税非課税	35,400円 〈多数回該当：24,600円〉

※多数回該当とは、同一世帯で過去12か月間に高額療養費の支給が3回以上あった場合の、4回目からの限度額です。

○限度額適用認定証をお持ちの人へ

今回の制度改正の関係で、70歳未満の人の限度額適用認定証の有効期限は平成26年12月31日となっています。平成27年1月以降も交付を希望する人は、印鑑と保険証をお持ちのうえ、1月末までに国保医療課で手続きしてください。

～国保　高額療養費が見込まれる人は確定申告の前に手続きしてください～

確定申告では、前年中に支払った医療費が医療費控除の対象となり、対応する領収書を提出する必要があります。しかし、確定申告で領収書を提出してしまうと、医療機関での支払額を確認できなくなるため高額療養費の支給申請を受付できません。高額療養費の支給が見込まれる人は、確定申告の前に高額療養費の支給申請を行ってください。（支給が見込まれる人には、受診から約2か月後に通知書をお送りしますが、通知が届く前に申請することも可能です。高額療養費が支給されるか確認したい場合は、領収書をご準備のうえ、国保医療課までお問合せください。）

▶問合せ　国保医療課　国保年金係（☎95－0123）

広告